

姫路市技能職団体連合会会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、相互扶助の精神に基づき、技能職団体ならびに技能職者相互間の円滑な連絡協調を図ることによって、技能水準および社会的知位の向上を図り、もって姫路市の産業振興に寄与し、あわせて産業および社会の発展に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、姫路市技能職団体連合会と称する。

(地 区)

第3条 本会の地区は姫路市とその近隣地区とする。

(事務局)

第4条 本会は、事務局を庶務宅に置く。

(規 則)

第5条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は、総会の決議を経て規約で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第6条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 技能職団体ならびに技能職者との連絡協調に関すること。
2. 技能職団体ならびに技能職者の社会的地位向上に関すること。
3. 技能職者の福祉向上および親睦の為の各種事業の実施に関すること。
4. 技能職後継者の養成に関すること。
5. 技能職者に対する各種表彰の実施に関すること。
6. 関係行政機関との連絡協調に関すること。
7. 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事業。

第3章 会 員

(資 格)

第7条

- (1) 正 会 員 姫路市内とその近郊地区に従事する技能検定職種の有資格者並びにそれに順ずる資格を有する者と各技能職団体長が推薦する技能者とする。
- (2) 賛助会員 会の目的に賛同し、本会の事業に協力する為に入会した個人・法人又は団体。

(入 会)

第8条 本会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第9条 本会の入会金及び会費は、総会において別に定める。

(脱 会)

第10条 会員が脱会しようとする時は、その旨を会長に届け出なければならない。

但し、本会に債務、その他の義務がある場合は、これを履行した後でなければならない。

前項の規定にかかわらず、会員が次の各号のいずれかに該当するときは資格を喪失し、退会したものとみなす。

- (1) 死亡または解散
- (2) 会費を1年を超えて滞納したとき。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の規約に違反し、又は信用を失わせるような行為をしたとき。
- (2) 本会の事業を妨げる行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(役 員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-----|-------------|
| (1) 会 | 長 | 1名 |
| (2) 副 | 会 長 | 3名以内 |
| (3) 会 | 計 | 1名 |
| (4) 庶 | 務 | 2名 |
| (5) 常 任 理 事 | | 若干名 |
| (6) 理 | 事 | 加入職種団体より若干名 |
| (7) 監 | 事 | 2名 |

(役員を選出)

第13条

- (1) 役員は、本会の加入団体長または加入団体からの推薦者を理事会で選任し、総会で承認を得てこれにあてる。
- (2) 会長・副会長・会計・庶務・常任理事および監事は、理事の中から互選する。
- (3) 員外より常任理事。理事を必要に応じ、総会において選出することができる。
- (4) 役員の欠員が生じ補充の必要があるときは、理事会で選任して承認する。

(役員任期)

第14条 (1) 役員の任期は、2年とする。但し、再任されることができる。

(2) 役員の任期満了の場合において後任者が就任するまでは、前任者がその職務

- を行わなければならない
- (3) 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第15条

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、会長のもと本会の金銭収支を執行し、其の経理業務を代行する。
- (4) 庶務は、本会の全体を把握し、その庶務業務を円滑に処理する。
- (5) 常任理事は、本会の業務その他理事会の委任を受けた事項を処理する。
- (6) 理事は、理事会を組織し、その決議に基づき業務を執行する。
- (7) 監事は、本会の業務・会計の執行状況の把握およびその状況を監査し、その結果を総会で報告しなければならない。

(顧問・相談役)

第16条

- (1) 本会に顧問または相談役を置くことができる。
- (2) 顧問及び相談役は、学識経験者または本会に多大の貢献のあった者のなかから理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (3) 顧問及び相談役は、会長の要請により会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(職 員)

- 第17条 本会の事務を処理する為、職員を置くことができる。
職員の任命は、会長が行う。

第5章 会 議

(会 議)

- 第18条 本会の会議は、理事会および常任理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(総 会)

- 第19条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は 7 月、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または理事の 3 分の 2 以上の請求があったときとする。
代議員の 3 分の 2 以上が会議の目的たる事項および召集の理由を示し、総会の招集を請求した時は 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の招集)

第20条

- (1) 総会の招集は、開催日の 7 日前に会議の目的たる事項・日時・場所を通知しなければならない。
- (2) 総会は会長が招集する。
- (3) 評議員は、加入団体の団体数によるものとし、代議員数の選出の基準は一団体構成人員 30 名につき 1 人の割合で選出し、端数のある場合は 1 名を加える。
- (4) 前項の加入団体の構成人員が 30 名未満の場合は、代議員 1 名とする。

(総会の付議事項)

第21条 この会則に定めているものの他、次の各号に掲げる事項については総会に付議して承認、または決議を得なければならない。

- (1) 事業計画および収支予算の決定又は変更。
- (2) 事業報告および収支決算の承認。
- (3) 財産お処分に関する事。
- (4) 会費に関する事。
- (5) 会則の変更。
- (6) その他、本会の運営に関する重要な事項。

(総会の議事)

第22条

- (1) 総会は役員および代議員の2分の1以上の出席をもって成立する。
但し、代理人または委任は出席とみなす。
- (2) 総会の議長は、役員および代議員の中から選出する。
- (3) 議事は過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。但し、前条第4号については出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(理事会)

第23条

- (1) 理事会は、必要に応じて会長が招集し、2分の1以上の役員の出席をもって成立する。
- (2) 理事会は、会長が議長となり、本会の規約に定めているものの他、重要な議案を決議する。
- (3) 理事会の決議は、過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(常任理事会)

第24条

- 1 常任理事会は、会長、副会長、会計、庶務および常任理事で構成する。
- 2 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し2分の1以上の会長・副会長。会計・庶務および常任理事の出席をもって成立する。
- 3 常任理事会は、会長が必要と認める者を出席させることができる。常任理事会は、会長が議長となり次の事項を審議し執行する。また議事の決定は第23条3項を準用する。
 - (1) 本会常時の会務運営に応じて必要な事項
 - (2) 総会および理事会において必要な事項
 - (3) その他会長が必要と認めた事項。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第25条 本会の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金および会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 補助金および寄付金
- (4) その他収入

(資産の管理)

第26条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(決 算)

第28条 本会の収支決算は、通常総会 10 日以前に会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

第 7 章 附 則

(会則の施工)

第30条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は理事会の議を経て会長が定める。

(附 則)

第31条 この会則は平成 13 年 6 月 23 日から施工する。

慶弔にに関して

(1) 慶 兵庫県知事賞(技能顕功賞・功績賞)

姫路市長賞(技能功労賞)受賞者に祝意を贈る。

弔 会員死亡は供花および弔電。

※ 慶弔に関しては、平成 15 年 6 月 20 日より施工する。

(2) 慶 大臣表彰以上(国が定めた表彰)受賞者に祝意と記念品を贈る。

弔 一親等者の死亡は弔電を送る。

※ 慶弔(2)に関しては、平成 18 年 2 月 20 日より施工する。